

**パブリック・コメント
手続制度**

安全・安心で平穏な生活へ

暴力団排除条例骨子(案)に意見を

市では、暴力団排除のため必要な措置を講じ、市民の安全・安心な生活を確保するため「舞鶴市暴力団排除条例」の策定を進めています。

このたび、条例骨子(案)がまとまりましたので、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。

◎条例骨子(案)の概要

◎市実施する主な施策

◎市公工事で暴力団員などと契約をしてはならない旨

◎誓約書の提出を義務付け

◎事業者の遵守事項

◎条例骨子(案)の公表場所

◎募集期限

◎提出された意見の取り扱い

◎対象

◎定員

◎応募方法

◎応募期間

◎問い合わせ先

◎情報公開制度

◎個人情報保護制度

◎不存在(不作成・廃棄などのため)

◎合型G I S構築に係る業務委託契約書(情報システム課)

◎抄本など(市民課)

◎職務上請求書(戸籍謄

課)ほか

◎不開示(個人情報のた

め)懲戒処分に係る顛末

係(66・1038)へ。

約させるなど必要な措置を講じるよう努める

●提出方法 様式は自由。「舞

鶴市暴力団排除条例骨子(案)

に対する意見」と明記して、

郵送か持参、ファクス、電子

メールで市民相談課へ。匿名、

電話、口頭による意見は受け

付けません。

●対象 市内在住か在勤、在学の18歳以上(「文化のまちづくりワークショップ」の公募委員会を除く)

●定員 1人(作文の内容により選考。結果は後日、文書で通知)

●応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、志望理由と「文化のまちづくり」をテーマにした作文(400字以内)を郵送か電子メールで文化振興課へ。

●応募期間 6月20日(水)消印有効

●問い合わせ先 同課(66・1019)

市では、暴力団排除のために必要な措置を講じ、市民の安全・安心な生活を確保するため「舞鶴市暴力団排除条例」の策定を進めています。

がまとまりましたので、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。

◎条例骨子(案)の概要

◎市実施する主な施策

◎市公工事で暴力団員などと契約をしてはならない旨

◎誓約書の提出を義務付け

◎事業者の遵守事項

◎条例骨子(案)の公表場所

◎募集期限

◎提出された意見の取り扱い

◎対象

◎定員

◎応募方法

◎応募期間

◎問い合わせ先

◎情報公開制度

◎個人情報保護制度

◎不存在(不作成・廃棄などのため)

◎合型G I S構築に係る業務委託契約書(情報システム課)

◎抄本など(市民課)

◎職務上請求書(戸籍謄

課)ほか

約させるなど必要な措置を講じるよう努める

●提出方法 様式は自由。「舞

鶴市暴力団排除条例骨子(案)

に対する意見」と明記して、

郵送か持参、ファクス、電子

メールで市民相談課へ。匿名、

電話、口頭による意見は受け

付けません。

●対象 市内在住か在勤、在学の18歳以上(「文化のまちづくりワークショップ」の公募委員会を除く)

●定員 1人(作文の内容により選考。結果は後日、文書で通知)

●応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、志望理由と「文化のまちづくり」をテーマにした作文(400字以内)を郵送か電子メールで文化振興課へ。

●応募期間 6月20日(水)消印有効

●問い合わせ先 同課(66・1019)

約させるなど必要な措置を講じるよう努める

●提出方法 様式は自由。「舞

鶴市暴力団排除条例骨子(案)

に対する意見」と明記して、

郵送か持参、ファクス、電子

メールで市民相談課へ。匿名、

電話、口頭による意見は受け

付けません。

●対象 市内在住か在勤、在学の18歳以上(「文化のまちづくりワークショップ」の公募委員会を除く)

●定員 1人(作文の内容により選考。結果は後日、文書で通知)

●応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、志望理由と「文化のまちづくり」をテーマにした作文(400字以内)を郵送か電子メールで文化振興課へ。

●応募期間 6月20日(水)消印有効

●問い合わせ先 同課(66・1019)

約させるなど必要な措置を講じるよう努める

●提出方法 様式は自由。「舞

鶴市暴力団排除条例骨子(案)

に対する意見」と明記して、

郵送か持参、ファクス、電子

メールで市民相談課へ。匿名、

電話、口頭による意見は受け

付けません。

●対象 市内在住か在勤、在学の18歳以上(「文化のまちづくりワークショップ」の公募委員会を除く)

●定員 1人(作文の内容により選考。結果は後日、文書で通知)

●応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、志望理由と「文化のまちづくり」をテーマにした作文(400字以内)を郵送か電子メールで文化振興課へ。

●応募期間 6月20日(水)消印有効

●問い合わせ先 同課(66・1019)

約させるなど必要な措置を講じるよう努める

●提出方法 様式は自由。「舞

鶴市暴力団排除条例骨子(案)

に対する意見」と明記して、

郵送か持参、ファクス、電子

メールで市民相談課へ。匿名、

電話、口頭による意見は受け

付けません。

●対象 市内在住か在勤、在学の18歳以上(「文化のまちづくりワークショップ」の公募委員会を除く)

●定員 1人(作文の内容により選考。結果は後日、文書で通知)

●応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、志望理由と「文化のまちづくり」をテーマにした作文(400字以内)を郵送か電子メールで文化振興課へ。

●応募期間 6月20日(水)消印有効

●問い合わせ先 同課(66・1019)

約させるなど必要な措置を講じるよう努める

●提出方法 様式は自由。「舞

鶴市暴力団排除条例骨子(案)

に対する意見」と明記して、

郵送か持参、ファクス、電子

メールで市民相談課へ。匿名、

電話、口頭による意見は受け

付けません。

●対象 市内在住か在勤、在学の18歳以上(「文化のまちづくりワークショップ」の公募委員会を除く)

●定員 1人(作文の内容により選考。結果は後日、文書で通知)

●応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、志望理由と「文化のまちづくり」をテーマにした作文(400字以内)を郵送か電子メールで文化振興課へ。

●応募期間 6月20日(水)消印有効

●問い合わせ先 同課(66・1019)

約させるなど必要な措置を講じるよう努める

●提出方法 様式は自由。「舞

鶴市暴力団排除条例骨子(案)

に対する意見」と明記して、

郵送か持参、ファクス、電子

メールで市民相談課へ。匿名、

電話、口頭による意見は受け

付けません。

●対象 市内在住か在勤、在学の18歳以上(「文化のまちづくりワークショップ」の公募委員会を除く)

●定員 1人(作文の内容により選考。結果は後日、文書で通知)

●応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、志望理由と「文化のまちづくり」をテーマにした作文(400字以内)を郵送か電子メールで文化振興課へ。

●応募期間 6月20日(水)消印有効

●問い合わせ先 同課(66・1019)

約させるなど必要な措置を講じるよう努める

●提出方法 様式は自由。「舞

鶴市暴力団排除条例骨子(案)

に対する意見」と明記して、

郵送か持参、ファクス、電子

メールで市民相談課へ。匿名、

電話、口頭による意見は受け

付けません。

●対象 市内在住か在勤、在学の18歳以上(「文化のまちづくりワークショップ」の公募委員会を除く)

●定員 1人(作文の内容により選考。結果は後日、文書で通知)

●応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、志望理由と「文化のまちづくり」をテーマにした作文(400字以内)を郵送か電子メールで文化振興課へ。

●応募期間 6月20日(水)消印有